

大玉村住宅取得支援事業補助金

補助金の概要

■ 来て「おおたまむら」住宅取得支援事業

① 県外からの移住で若者世帯(世帯主又は配偶者が40歳未満)または中学生以下の子供がいる世帯…最大120万円(福島県の補助金を含む)

② 村外からの移住で若者世帯(世帯主又は配偶者が40歳未満)または中学生以下の子供がいる世帯…最大50万円

・住宅取得と同時に転入する方、転入後6年以内に住宅を取得する方が対象(転入前の3年以内に大玉村に住所がある場合は対象となりません。)

・すでに村内に転入していてアパート等に入居している方も対象となります

■ 多世代同居・近居住宅取得支援事業

③ 新たに多世代(親・子・孫の三世代以上)が村内で同居・近居…最大50万円

※近居については多世代が村内に居住していれば対象となります(距離は問いません)

すでに多世代で同居していた世帯が住宅の建替えをするような場合は対象となりません

■ 定住促進住宅取得支援事業

④ 村民の方が住宅を新築(建て替えを含む)…最大20万円

※村内に1年以上住所があること。リフォームについては対象となりません

主な要件

- ・令和8年4月1日以降に取得(登記完了)した住宅であること
- ・5年以上継続して補助対象住宅に定住すること
※補助金交付後5年以内に転居した場合は返還を求めることがありますのでご注意ください
- ・世帯全員に村税等の未納がなく、暴力団員等でないこと
- ・取得(登記完了)日から1年以内に申請すること

補助金の額

補助対象経費(土地取得費、外構工事等は除く)の2分の1の範囲内

区分	基本額	子育て加算	村内業者加算
① 県外からの移住 (若者世帯または子育て世帯)	新築 60万円 中古 20万円	+30万円	+30万円
② 村外からの移住 (若者世帯または子育て世帯)	新築 30万円 中古 10万円	+10万円	+10万円
③ 多世代同居・近居	新築 30万円 中古・増改築 10万円	+10万円	+10万円
④ 定住促進	新築 10万円	—	+10万円

※①の県外移住には福島県「来てふくしま住宅取得支援事業補助金」による加算を含み、県の予算の範囲内で交付されます。

※同一世帯で①～④の補助金を併用することはできません。

補助申請手続きについて

①申請書の提出

住宅取得後(登記完了後)、1年以内に次の書類を添付して役場企画財政課に提出してください。

	補助金交付申請書(様式第1号)
	工事請負契約書又は売買契約書の写し(多世代同居近居による増改築の場合、見積書)
	位置図、平面図及び求積図
	世帯全員の住民票の写し(住民票謄本) ※マイナンバーの記載不要
	世帯全員の <u>戸籍の附票</u> の写し ※県外及び村外からの移住の場合のみ ※転入に合わせて大玉村に本籍地を移した場合は、転入前の本籍地から取得してください ※ <u>戸籍謄本とは異なります</u> のでご注意ください
	転入の場合、転入前市区町村の世帯員全員の納税証明書 ※前年度の1月1日時点の住所地から取得してください 非課税の場合は非課税証明書などを提出してください
	建物の登記事項証明書の写し(増改築の場合、工事が完了したことを証明する書類)
	新築及び購入又は増改築した住宅の写真(全景や工事内容がわかるもの)
	領収書の写し(支払額の確認がとれるもの) ※金融機関の振込依頼書控えなどでも可
	承諾書兼誓約書(様式第2号)
	耐震診断を受けたことが確認できる書類 ※昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅を購入する場合のみ
	代理人申請の場合は委任状

②交付決定

補助金の交付が決定すると、補助金交付決定通知書が交付されます。

③補助金の請求

交付決定の日から起算して1か月以内又は、交付決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

	補助金交付請求書(様式第8号)
	振込先預金通帳の写し

④補助金の交付

請求書に記載いただいた口座に補助金を振り込みます。

○各種様式

村ホームページからダウンロードしていただくか、役場企画財政課に請求してください。

<https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/teijyuusien/jyuutakusyutoku/>

【お問い合わせ先】

大玉村役場 企画財政課 企画係 (電話:0243-24-8136)